

(証券コード1928)

平成21年4月3日

株主各位

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

**積水ハウス株式会社**

代表取締役会長(CEO) 和田 勇

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようご案内申し上げます。敬 具

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面またはインターネット等の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、書面による議決権行使をご希望の場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成21年4月22日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送いただき、インターネットによる議決権行使をご希望の場合は、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」(次頁)に記載の方法にしたがってお手続きいただきますようお願い申し上げます。

記

1.日 時 平成21年4月23日(木曜日)午前10時より

2.場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
梅田スカイビルタワーウエスト3階 梅田ステラホール

### 3.目的事項

- 報 告 事 項
- 1.第58期(平成20年2月1日から平成21年1月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  - 2.会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

### 4.議決権の行使等についてのご案内

「議決権の行使等についてのご案内」(次頁)をご参照下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

## 「議決権の行使等についてのご案内」

### 1. 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sekisuihouse.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承下さい。

### 2. 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

#### (1) 議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。

④ インターネットによる議決権行使は、平成21年4月22日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

#### (2) インターネットによる議決権行使方法について

① 議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

#### (4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続き下さい。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承下さい。）

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

### 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会招集通知添付書類

## 事業報告

(平成20年2月1日から  
平成21年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、米国発の世界的金融不安による信用収縮や景気後退懸念により低調に推移しました。さらに9月以降米国金融機関の破たんをきっかけとした世界経済の同時減速が顕著となり、企業業績は急激に悪化し、設備投資の減少や雇用環境の悪化を招くなど後退局面を迎える結果となりました。

住宅市場では、不動産市況の悪化や、個人所得に改善が見られないこと等に加え、株式市場の低迷による個人の金融資産の減価は、住宅に対する投資意欲の低下をもたらしました。その結果、マンションなど分譲不動産販売が低調に推移し、建替も目立った動きが見られませんでした。一方、賃貸住宅につきましては、相続税対策を目的とする遊休土地の有効利用など、資産家の不動産投資意欲は都市部における人口流動化と相俟って堅調に推移しましたが、全体を牽引するまでには至りませんでした。

このような状況の中、当社は戸建住宅に付加価値の高い新商品を投入する等ハイエンドを目指す高級路線を堅持しつつ、若年層を意識した中級商品の販売を開始するとともに、地域戦略商品を充実し全国的な拡販に努める商品戦略を行いました。

一方、今後の企業経営の重要な要素となる環境に関する取組みを積極的に行いました。7月に開催されました主要国首脳会議（洞爺湖サミット）において、当社が建設に協力しました経済産業省の企画による近未来型住宅「ゼロエミッションハウス」を、当社関東工場に隣接するゼロエミッションセンターに移設し、11月から一般公開し当社の環境に対する取り組みを幅広く発信しました。さらに、環境省が各業界のトップランナー企業の環境保全に関する行動を更に促進するために創設した「エコ・ファースト制度」において、業界初のエコ・ファースト企業として認定を受けました。

このように、多方面にわたる事業展開を精力的に行ってきましたが、国内景気の急激な落ち込みは、住宅市場にも大きな影響を与え、特に戸建住宅販売事業が伸び悩むこととなり、また都市再開発事業においても当初の計画を下回ることとなりました。受注面では、不動産販売事業をはじめ、回復基調にあった工業化住宅請負事業につきましても減少することとなりました。一方で展示場の統廃合や営業拠点の再編を進めてきましたが、更なる大幅なコストダウン達成のため、主要5工場による生産体制を見直し、滋賀工場の生産機能を3月31日をもって停止することとしました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

#### (工業化住宅請負事業)

鉄骨戸建住宅につきましては、主力商品「イズオーダー」シリーズに、上質な‘和’の住まいとして高級志向の顧客層に訴求する「イズオーダーJ」の販売を開始し、ニーズが高まる和テイストの商品強化を実施しました。一方で価格帯を中級商品として位置づけたコンパクト商品を発売し、潜在的需要にターゲットを当て拡販に努めました。また、地域戦略商品も充実させ幅広い顧客層に魅力ある商品展開を行いました。

木造住宅「シャーウッド」では、2階に大容量のセントラル収納を設置し、住まいの収納力を大幅に高め、高天井空間やスキップフロアを導入した「ルーモア」を発売し、販売シェア拡大を図りました。

また、高度な省エネ技術と太陽光発電システム、燃料電池を搭載しCO<sub>2</sub>の負荷をほぼゼロにした「CO<sub>2</sub>オフ住宅」の販売を開始しました。この「CO<sub>2</sub>オフ住宅」は、財団法人新エネルギー財団主催の第13回新エネ大賞において「新エネルギー財団会長賞」を受賞しました。

賃貸住宅「シャーマゾン」においても、断熱性能に優れた当社建物に加え、太陽光発電などを取り入れ、「5本の樹」計画に基づく豊かな緑を配し、環境に配慮したE C O賃貸住宅の提案を行うなど、多様化するニーズに応え、販売力の強化に努めました。

#### (不動産販売事業)

戸建住宅販売事業につきましては、当社「まちづくり憲章」を基に、住めば住むほど、より美しさが深まり、住まい手の愛着が増す「経年美化」をテーマにした「まちづくり」を行い、「環境共生住宅」の認定を積極的に取得するなど優良な住環境を形成し、当社販売促進イベント「まちなみ参観日」等を通じて、販売シェア拡大に努めました。また、国土交通省がストック社会の住宅のあり方を提唱した「長期優良住宅先導的モデル事業」に沿った団地を開発し、当社分譲地の魅力を前面に打ち出しました。

分譲マンション事業につきましては、三大都市圏を中心に事業展開を行いました。建築においては、戸建住宅で培ったノウハウを生かし、また地域の生態系再生に取り組む等、コミュニティの形成に役立つ多彩な仕掛けを施し、住まい手の視点からの設計提案により付加価値を高め、地域に溶け込む美しいまちづくりに努め販売をいたしました。その結果、「グランドメゾン伊丹池尻リテラシティ」がキッズデザイン賞において部門賞を受賞しました。

都市再開発事業につきましては、上期に東京ミッドタウンの持分売却が完了しましたが、下期に売却予定の物件の解約があり、当初の計画を下回ることとなりました。「御殿山プロジェクト」及び「本町ガーデンシティプロジェクト」につきましては、開発に着手いたしました。その他プロジェクトにつきましても、当社が長年培ってきました「まちづくり」の思想に基づいた、人間性豊かで環境にやさしい良質な都市再開発事業を継続して行いました。

#### (不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業につきましては、積和不動産各社との連携により、積水ハウスグループとしての相乗効果を最大限発揮し、ニーズが高まる都心部を中心に積極的な展開を行った結果、引き続き好調に推移しました。積和不動産各社による賃貸物件の一括借上や、管理業務受託等の積極的な推進はもとより、オーナーと入居者双方の満足度の更なる向上を目指す取り組みに努めました。さらに、安定した高い入居率を維持するため、メンテナンスに積極的に関与することにより良質なストック形成に努め、グループの総力を挙げて営業力の強化に取り組みました。

#### (その他事業)

リフォーム事業につきましては、当社既築住宅を対象として「いつもいまが快適」な住まいを求め、その時々々のライフステージに適した間取りなどの空間提案から、高性能サッシ、高効率給湯器や太陽光発電システムの普及促進など、環境に配慮した省エネルギー型のリフォームを積極的に提案し営業活動を行いました。また、エクステリア事業につきましては、当社が提案する「5本の樹」計画の思想に基づき、地域の自生種や在来種の植樹の推進に努め、人と自然が共生するとともに周辺の森や里山へと自然の循環を広げる豊かな環境づくりをめざしました。

当期の経営成績につきましては、連結受注高は1兆4,729億8千7百万円（前期比6.6%減）、個別における受注高は1兆571億4千7百万円（前期比11.1%減）となりました。

連結売上高につきましては、1兆5,141億7千2百万円となり、前期比5.2%の減少となりました。利益につきましては、連結営業利益で739億6千万円（前期比32.6%減）、連結経常利益で770億7千2百万円（前期比32.4%減）となりました。また、特別損失として、株式市場の低迷に伴う投資有価証券の評価損92億9千9百万円、全国的な地価の下落による販売用不動産の評価損348億8千2百万円を計上したことなどにより、連結当期純利益は115億1千6百万円（前期比80.9%減）となりました。

## (2)対処すべき課題

米国発の世界的な金融不安は、我が国にも大きな影響を与え、实体经济にまで波及するに至りました。当社はこれらに対処すべく、環境重視の戦略を前面に押し出し、商品の開発・投入や、営業部門の強化はもとより、展示場の再編や工場における生産ラインの統廃合等によるコストダウンを継続して実施し、経営体質の強化を図ってまいります。

また、平成21年度の税制改正において、過去最大規模の住宅ローン減税や、長期優良住宅の新築等の投資減税が盛り込まれました。当社はそれらの住宅建設を柱とする経済対策を新たな追い風として、積極的な営業活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3)部門別受注高及び売上高

	前期繰越受注高	当期受注高	当期売上高	次期繰越受注高
工業化住宅請負事業	352,666百万円	669,897百万円	682,862百万円	339,702百万円
不動産販売事業	88,728百万円	299,651百万円	317,278百万円	71,101百万円
不動産賃貸事業	—	357,075百万円	357,075百万円	—
その他事業	103,020百万円	146,362百万円	156,955百万円	92,427百万円
合計	544,416百万円	1,472,987百万円	1,514,172百万円	503,230百万円

(注)各事業部門の区分については、「(6) 主要な事業内容」に記載しております。

### (4)財産及び損益の状況の推移

項目	期別	第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期
		平成17年2月～ 平成18年1月	平成18年2月～ 平成19年1月	平成19年2月～ 平成20年1月	平成20年2月～ 平成21年1月
売上高		1,501,857百万円	1,596,183百万円	1,597,807百万円	1,514,172百万円
当期純利益		43,029百万円	62,663百万円	60,352百万円	11,516百万円
1株当たり当期純利益		62.94円	89.26円	87.70円	17.04円
総資産		1,098,203百万円	1,278,770百万円	1,349,441百万円	1,387,237百万円
純資産		685,762百万円	798,302百万円	770,963百万円	754,130百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。  
2. 第56期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

### (5)設備投資及び資金調達の状況

当期に実施した企業集団の設備投資の総額は57,432百万円であり、その主なものは、投資不動産の取得であります。

当期に実施した主な資金調達は、当社において実施した、金融機関からの借入れ130,000百万円であります。

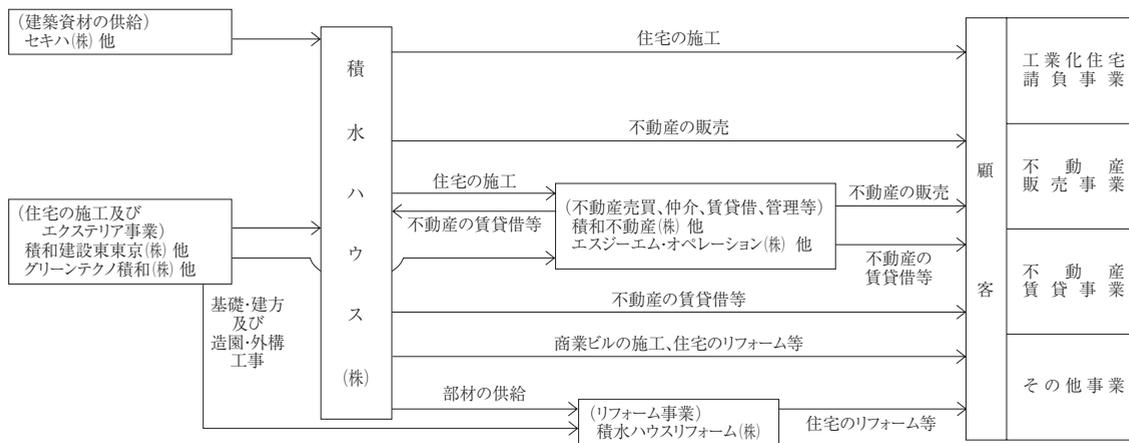
## (6) 主要な事業内容

当社及びその関係会社は、工業化住宅の設計、施工及び請負並びに不動産の売買、仲介、賃貸借、管理及びそれらに関連する事業活動を行っております。

各事業部門の位置付けは次のとおりであります。

工業化住宅請負事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄骨系、木質系及びコンクリート系の各種住宅やアパートの設計、施工及び請負 (当事業に関わる主な子会社) セキハ(株)、積和建设東東京(株)、積和建设東埼玉(株)、積和建设広島(株)</li> </ul>
不動産販売事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅、宅地の分譲、分譲宅地上に建築する住宅の設計、施工及び請負並びに都市再開発事業、商業ビル等の売買 (当事業に関わる主な子会社) 積和不動産(株)、積和不動産関西(株)、積和不動産中部(株)、積和不動産中国(株)、積和不動産九州(株)、積和不動産東北(株)</li> </ul>
不動産賃貸事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アパート、マンション、商業ビル、店舗等の賃貸借及び管理等 (当事業に関わる主な子会社) 積和不動産(株)、積和不動産関西(株)、積和不動産中部(株)、積和不動産中国(株)、積和不動産九州(株)、積和不動産東北(株)</li> </ul>
その他事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マンション、商業ビル等の設計、施工及び請負並びに住宅のリフォーム、造園、外構工事の設計、施工及び請負等 (当事業に関わる主な子会社) 積水ハウスリフォーム(株)、グリーンテクノ積和(株)、ランドテック積和(株)</li> </ul>

主要な事業の概要図は次のとおりであります。



## (7)主要な事業所

### ①当社の主要な事業所

<b>本 社</b>	大阪市北区大淀中一丁目1番88号
<b>東 京 支 社</b>	東京都港区赤坂四丁目15番1号
<b>営 業 本 部 等</b>	東北営業本部(仙台市)、東京営業本部(東京都渋谷区)、神奈川営業本部(横浜市)、埼玉営業本部(さいたま市)、東関東営業本部(千葉市)、北関東営業本部(宇都宮市)、中部第一営業本部(名古屋市)、中部第二営業本部(静岡市)、北陸営業本部(金沢市)、関西第一営業本部(大阪市)、関西第二営業本部(京都市)、中国営業本部(広島市)、四国営業本部(高松市)、九州営業本部(福岡市)、特建事業本部(大阪市)、マンション事業本部(大阪市)、開発事業本部(大阪市)、ストック事業部(大阪市)
<b>支 店</b>	140支店
<b>カスタマーズセンター</b>	65カスタマーズセンター
<b>工 場</b>	東北工場(宮城県加美郡色麻町) 関東工場(茨城県古河市) 静岡工場(静岡県掛川市) 滋賀工場(滋賀県栗東市) 山口工場(山口市) 兵庫工場(兵庫県加東市) 浅井工場(滋賀県長浜市)
<b>研 究 所</b>	総合住宅研究所(京都府木津川市)

### ②重要な子会社の事業所

<b>積 和 不 動 産(株)</b>	本社：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
<b>積 和 不 動 産 関 西(株)</b>	本社：大阪市北区大淀中一丁目1番30号
<b>積 和 不 動 産 中 部(株)</b>	本社：名古屋市中村区名駅四丁目5番28号
<b>積 和 不 動 産 中 国(株)</b>	本社：広島市中区小町1番25号
<b>積 和 不 動 産 九 州(株)</b>	本社：福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
<b>積 和 不 動 産 東 北(株)</b>	本社：仙台市青葉区本町二丁目16番10号
<b>積水ハウスリフォーム(株)</b>	本社：大阪市北区大淀中一丁目1番90号
<b>エスジーエム・オペレーション(株)</b>	本社：神戸市東灘区向洋町中五丁目13番地
<b>セ キ ハ(株)</b>	本社：富山県射水市有磯二丁目27番3

## (8)重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
積和不動産(株)	1,668百万円	100.0%	不動産販売事業、不動産賃貸事業
積和不動産関西(株)	5,829百万円	100.0%	不動産販売事業、不動産賃貸事業
積和不動産中部(株)	1,368百万円	100.0%	不動産販売事業、不動産賃貸事業
積和不動産中国(株)	379百万円	100.0%	不動産販売事業、不動産賃貸事業
積和不動産九州(株)	263百万円	100.0%	不動産販売事業、不動産賃貸事業
積和不動産東北(株)	200百万円	100.0%	不動産販売事業、不動産賃貸事業
積水ハウスリフォーム(株)	100百万円	100.0%	その他事業
エスジーエム・オペレーション(株)	418百万円	100.0%	不動産賃貸事業
セキハ(株)	480百万円	100.0%	工業化住宅請負事業

(注)連結子会社は69社、持分法適用会社は7社であります。

## (9)従業員の状況

### ①企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
22,254名	55名減

### ②当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16,176名	77名減	38.5歳	14.7年

(注)上表の従業員は、子会社等へ出向している従業員を含んでおります。

## (10)主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)三菱東京UFJ銀行	41,000百万円
(株)三井住友銀行	39,000百万円
(株)みずほコーポレート銀行	31,000百万円
みずほ信託銀行(株)	21,700百万円
(株)りそな銀行	10,000百万円

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況

① 発行可能株式総数	1,978,281,000株
② 発行済株式の総数	676,885,078株 (うち自己株式912,081株)
③ 株主総数	34,157名
④ 大株主	

株主名	持株数
積水化学工業株式会社	72,168千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	36,537千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35,330千株
ザバンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ	33,451千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	33,343千株
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	17,929千株
第一生命保険相互会社	16,158千株
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,624千株
積水ハウス育資会	13,317千株
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	11,828千株

(注) 1. ザバンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズは、ADR (米国預託証券) 発行のために預託された株式の名義人であり、  
2. 積水ハウス育資会は当社の従業員持株会であります。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日における新株予約権の状況
- ・新株予約権の数 208個
  - ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 208,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
  - ・新株予約権の区分別保有状況

区分	取締役 (うち社外取締役)		執行役員		監査役		その他	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	13名	30個	8名	8個	1名	3個	3名	5個
第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	13名	36個	8名	8個	1名	4個	3名	6個
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	14名 (1名)	69個 (2個)	18名	39個	—	—	—	—

(注) 1. 上表の執行役員は、取締役を兼務する執行役員を除いております。

2. 各新株予約権の行使価額は、全て、1株当たり1円であります。
3. 各新株予約権の行使期間は、以下のとおりであります。
- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 平成18年4月28日から平成38年4月27日まで |
| 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 平成19年6月8日から平成39年6月7日まで   |
| 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション） | 平成20年6月7日から平成40年6月6日まで   |

② 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の名称 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- ・新株予約権の数 108個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 108,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 1株当たり876円
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成20年6月7日から平成40年6月6日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - (1)新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役（将来当社が委員会設置会社に移行した場合における執行役を含む）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使できるものとします。
  - (2)上記(1)に関わらず、新株予約権者は以下の①②（ただし、②については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
    - ①新株予約権者が平成39年6月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成39年6月7日から平成40年6月6日まで
    - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することはできないものとします。
  - (4)1個の新株予約権を分割して行使することはできないものとします。
  - (5)その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるものとします。
- ・新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
  - (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2)当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要するこ

ともしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

・新株予約権の区分別交付状況

区 分	取締役 (うち社外取締役)		執行役員	
	交付者数	個 数	交付者数	個 数
	14名 (1名)	69個 (2個)	18名	39個

(注) 上表の執行役員は、取締役を兼務する執行役員を除いております。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	和田 勇	CEO (最高経営責任者)
代表取締役社長	阿部 俊則	COO (最高執行責任者)
取締役副社長	吉満 一男	副社長執行役員 (社長補佐、不動産・特建事業管掌)
取 締 役	町田 勝彦	シャープ(株) 代表取締役会長
取 締 役	森本 彰	専務執行役員 (環境・施工担当)
取 締 役	和田 純夫	専務執行役員 (技術管掌、資材担当、国際事業部長)
取 締 役	稲垣 士郎	専務執行役員 (経理財務・情報システム・監査・TKC事業・法人営業担当)
取 締 役	久保田 芳郎	専務執行役員 (総務・法務・広報・人事担当、CS推進本部長)
取 締 役	松本 雄三	常務執行役員 (生産本部長)
取 締 役	平林 文明	常務執行役員 (東京支社長) (株)住まいの図書館 代表取締役社長
取 締 役	内田 隆	常務執行役員 (経理財務部長)
取 締 役	寺田 順一	常務執行役員 (首都圏担当、東京営業本部長)
取 締 役	伊久 哲夫	常務執行役員 (設計・技術担当)
取 締 役	畑中 健次	常務執行役員 (開発事業本部長兼マンション事業本部長)
常任監査役(常勤)	板脇 弘	
常任監査役(常勤)	岩崎 正	
監 査 役	土肥 孝治	弁護士
監 査 役	満生 英二	積水化学工業(株) 常勤監査役

(注) 1. 当期中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

取締役副社長 岩崎 正 平成20年4月24日 退任

取 締 役 荒川俊治 平成20年4月24日 退任

取締役 平林清秀 平成20年4月24日 退任  
 常任監査役 河内健一 平成20年4月24日 退任  
 監査役 橋高克也 平成20年4月24日 辞任

2. 取締役 町田勝彦氏、同 寺田順一氏、同 伊久哲夫氏、同 畑中健次氏、常任監査役 岩崎正氏及び監査役 満生英二氏は、平成20年4月24日開催の第57回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役 町田勝彦氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。
4. 監査役 土肥孝治氏及び同 満生英二氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。
5. 当社は、経営機能における意思決定と業務執行を明確に分離することにより経営の迅速化を図り、変化の激しい経済状況・市場環境に的確に対応できる経営体制の構築のため、執行役員制を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が18名（平成21年1月31日現在）おります。
6. 平成21年2月1日をもって次のとおり取締役の担当業務に変更がありました。
- 取締役 森本 彰 専務執行役員（施工・積和建設リフォーム事業担当）  
 取締役 稲垣士郎 専務執行役員（経理財務・IT業務・監査・TKC事業・法人営業担当）  
 取締役 松本雄三 常務執行役員（環境担当）  
 取締役 内田 隆 常務執行役員（関連企業担当、経理財務部長）  
 取締役 伊久哲夫 常務執行役員（設計・技術担当、技術本部長）
7. 上記のほか、取締役及び監査役の重要な兼職の状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	和田 勇	積和不動産東北(株) 積和不動産(株) 積和不動産関西(株) 積和不動産中部(株) 積和不動産九州(株) 積水ハウスリフォーム(株) アルメタックス(株)	取締役会長 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役相談役
	和田 純 夫	セキハ(株)	取締役
	稲垣 士 郎	日本住宅ローン(株)	取締役
	松本 雄 三	セキハ(株)	取締役
	内田 隆	ジャパンエクセレントアセットマネジメント(株) エスジーエム・オペレーション(株)	取締役 監査役
	寺田 順 一	積和不動産(株)	監査役
	監査役	板 脇 弘	セキハ(株) アルメタックス(株) センコー(株)
岩 崎 正		積和不動産東北(株) 積和不動産関西(株) 積和不動産中国(株) 積和不動産九州(株) 積水ハウスリフォーム(株)	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役
土 肥 孝 治		関西テレビ放送(株) (株)小松製作所 関西電力(株) 阪急阪神ホールディングス(株) カワセコンピュータサプライ(株)	取締役 監査役 監査役 監査役 監査役
満 生 英 二		積水化成成品工業(株)	監査役

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役 (うち社外取締役)		監 査 役 (うち社外監査役)		計 (うち社外役員)	
	対象人員	報酬等	対象人員	報酬等	対象人員	報酬等
株主総会決議に基づく報酬	17名 (1名)	425百万円 (13百万円)	6名 (3名)	72百万円 (24百万円)	23名 (4名)	497百万円 (37百万円)
株式報酬型ストックオプション(新株予約権)	17名 (1名)	60百万円 (1百万円)	—	—	17名 (1名)	60百万円 (1百万円)
費用計上した役員賞与	14名 (1名)	150百万円 (2百万円)	—	—	14名 (1名)	150百万円 (2百万円)

- (注) 1. 上記のうち、株主総会決議に基づく報酬及び株式報酬型ストックオプション(新株予約権)については、平成20年4月24日開催の第57回定時株主総会終結の日をもって退任した取締役3名及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 株主総会決議に基づく報酬は、取締役の報酬等は平成6年4月27日開催の第43回定時株主総会決議(月額4,300万円以内)に、監査役の報酬等は平成18年4月27日開催の第55回定時株主総会決議(月額900万円以内)に、それぞれ基づき支給しております。
3. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)は、平成19年4月26日開催の第56回定時株主総会決議(年額9,000万円・新株予約権90個を上限)に基づき、平成20年5月15日開催の取締役会決議により発行したものであります。
4. 費用計上した役員賞与は、当期に係るもので、平成21年4月23日開催予定の第58回定時株主総会決議に基づき支給する予定であります。

③ 社外役員に関する事項

・当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	町 田 勝 彦	取締役会は12回中9回出席し、他の会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づく発言を適宜行っております。
監 査 役	土 肥 孝 治	取締役会は14回中12回、監査役会は13回中13回それぞれ出席し、弁護士としての専門的見地及び他の会社の社外役員としての知識・経験に基づく発言を適宜行っております。
監 査 役	満 生 英 二	取締役会は12回中11回、監査役会は10回中10回それぞれ出席し、他の会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づく発言を適宜行っております。

・責任限定契約の内容の概要

社外取締役または社外監査役として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を社外取締役及び社外監査役全員と締結しております。

#### (4)会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	報酬等
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90百万円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	226百万円

(注)当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。

- ③ 非監査業務の内容  
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等にかかる助言業務等について委託しております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

#### (5)業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)当社の企業理念を実践し、法令、定款その他企業倫理を遵守した企業経営を実現するため、当社の役員及び従業員が遵守すべき行動規範を定める。
  - (2)取締役を対象としたコンプライアンス研修を定期的実施して、取締役としての職務を果たす上で必要となる法令、定款等に関する知識の周知をはかる。
  - (3)取締役会は、法令、定款、社内規則並びに上記の行動規範に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - (4)取締役会は、代表取締役の指揮命令下でその職務執行を分掌する執行役員を選任し、監督する。
  - (5)取締役会は法令及び取締役会規則に基づいて原則として月1回開催する。
  - (6)代表取締役及び執行役員は、取締役会においてその職務の執行状況を報告する。
  - (7)監査役は、法令及び社内規則に定める監査基準に基づいて、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、取締役及び監査役等が必要に応じて閲覧可能な状態で適正に保存及び管理する。
  - ① 株主総会、取締役会、その他取締役が出席する重要会議に関する議事録及び関連資料
  - ② 取締役が職務執行に関して決裁した重要な文書（稟議申請書及び関連資料等）
  - ③ 取締役が職務執行に関して作成した重要な文書（契約書、覚書、報告書等）
  - ④ その他取締役の職務執行に関する重要な文書
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)全社的なリスク管理に関する規則を整備し、定期的に社内存在するリスクに関する評価と管理を行う。
  - (2)自然災害、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態が発生したときの危機管理体制につ

- いて、規則を整備し、社内への周知徹底をはかる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
執行役員及び従業員を通じて行う取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、職務分掌を規則で定め、権限と責任を明確にする。
  5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (1) 当社の企業理念に基づいて使用人がとるべき行動規範を定め、その違反に対しては、就業規則等の社内規則に基づいて適正な処分を行う。
    - (2) 研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範の使用人への周知徹底をはかる。
    - (3) 社外の有識者も委員に加わった社長直轄のCSR委員会とコーポレート・コミュニケーション部に設置するCSR室が中心になり、コンプライアンス体制の整備を含むCSRの推進を行う。
    - (4) 内部通報窓口を通して、社内での法令違反等に関する情報の迅速な収集と適正な対応を可能にする。
    - (5) 内部監査部門による監査を定期的実施する。
  6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - (1) 各部門が各担当業務に応じて子会社の業務を指導、監督するとともに、子会社管理を所轄する専門部門を設置し、子会社に対する総括的な指導、監督を行う。
    - (2) 当社から子会社の取締役又は監査役を派遣して、子会社の取締役の職務執行を監督し、又は監査する。
    - (3) 内部監査部門を有しない子会社に対しては、当社の内部監査部門が監査を定期的実施する。
    - (4) 当社の内部通報窓口では、子会社の従業員からの内部通報も受理するものとし、子会社での法令違反等に関する情報の迅速な収集と適正な対応を可能にする。
    - (5) 会社の規模、事業内容、機関設計等の各子会社の経営環境を踏まえ、各子会社に適した自律的な内部統制システムの構築を指導し、監督する。
  7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を選任する。使用人の人選等については監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。
  8. 7の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の職務補助者として選任した使用人は、監査役から要請を受けた業務に関して上長の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重して決定する。
  9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
    - (1) 取締役及び執行役員は、監査役が出席する取締役会その他の重要会議において、担当する職務の執行状況を随時報告する。
    - (2) 取締役及び執行役員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、直ちに監査役に報告する。
    - (3) 稟議書、取締役会等の重要会議の議事録、内部監査部門が作成する監査報告書、その他監査役の監査業務に係わる重要書類については、監査役に回付する。
  10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - (1) 監査役と内部監査部門は意見交換を密にして堅密な連携を保ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。
    - (2) 監査役と会計監査人は定期的に会合をもち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互に協力する。

---

(注) 事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>(1,387,237)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(633,107)</b>
<b>流動資産</b>	<b>951,200</b>	<b>流動負債</b>	<b>302,576</b>
現金預金	124,517	支払手形及び工事未払金	149,935
受取手形及び完成工事未収入金	13,180	未払法人税等	5,957
有価証券	2,049	未成工事受入金	84,726
たな卸資産	737,871	賞与引当金	12,337
繰延税金資産	45,505	役員賞与引当金	594
その他の流動資産	29,549	完成工事補償引当金	2,660
貸倒引当金	△1,473	その他の流動負債	46,364
<b>固定資産</b>	<b>436,036</b>	<b>固定負債</b>	<b>330,530</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>277,808</b>	社債	59,981
建物及び構築物	126,620	長期借入金	190,000
機械装置及び運搬具	13,500	預り敷金及び保証金	55,611
工具器具及び備品	5,115	退職給付引当金	21,561
土地	127,712	役員退職慰労引当金	1,222
建設仮勘定	4,859	負のれん	5
<b>無形固定資産</b>	<b>9,181</b>	その他の固定負債	2,147
工業所有権	36	<b>(純資産の部)</b>	<b>(754,130)</b>
借地権	2,011	<b>株主資本</b>	<b>754,616</b>
ソフトウェア	6,153	資本金	186,554
施設利用権	115	資本剰余金	237,522
電話加入権	865	利益剰余金	331,895
<b>投資その他の資産</b>	<b>149,046</b>	自己株式	△1,355
投資有価証券	61,777	評価・換算差額等	△969
長期貸付金	32,491	その他有価証券評価差額金	△960
前払年金費用	4,893	繰延ヘッジ損益	△8
繰延税金資産	12,374	<b>新株予約権</b>	<b>158</b>
その他の投資その他の資産	38,896	<b>少数株主持分</b>	<b>323</b>
貸倒引当金	△1,386	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,387,237</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,387,237</b>		

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成20年2月1日から平成21年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,514,172
売 上 原 価		1,222,923
売 上 総 利 益		291,249
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		217,288
営 業 利 益		73,960
営 業 外 収 益		9,000
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,661	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	466	
雑 収 入	5,873	
営 業 外 費 用		5,888
支 払 利 息	2,618	
雑 支 出	3,269	
経 常 利 益		77,072
特 別 損 失		49,448
販 売 用 不 動 産 評 価 損	34,882	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9,299	
事 業 計 画 変 更 損 失	2,818	
固 定 資 産 売 却 及 び 除 却 損	1,468	
減 損 損 失	980	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		27,623
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		15,519
法 人 税 等 調 整 額		553
少 数 株 主 利 益		34
当 期 純 利 益		11,516

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年2月1日から平成21年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
<b>平成20年1月31日残高</b>	<b>186,554</b>	<b>254,126</b>	<b>377,564</b>	<b>△58,530</b>	<b>759,715</b>
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△16,232	—	△16,232
当期純利益	—	—	11,516	—	11,516
自己株式の取得	—	—	—	△569	△569
自己株式の消却	—	△16,604	△40,832	57,437	—
自己株式の処分	—	—	△120	307	187
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の 変動額合計	—	△16,604	△45,669	57,175	△5,098
<b>平成21年1月31日残高</b>	<b>186,554</b>	<b>237,522</b>	<b>331,895</b>	<b>△1,355</b>	<b>754,616</b>

	評価・換算差額等			新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
<b>平成20年1月31日残高</b>	<b>10,893</b>	<b>△4</b>	<b>10,889</b>	<b>67</b>	<b>292</b>	<b>770,963</b>
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△16,232
当期純利益	—	—	—	—	—	11,516
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△569
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	187
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△11,854	△4	△11,858	91	31	△11,735
連結会計年度中の 変動額合計	△11,854	△4	△11,858	91	31	△16,833
<b>平成21年1月31日残高</b>	<b>△960</b>	<b>△8</b>	<b>△969</b>	<b>158</b>	<b>323</b>	<b>754,130</b>

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲

連結子会社の数 69社

積和不動産(株)、積和不動産関西(株)、積和不動産中部(株)、  
積和不動産中国(株)、積和不動産九州(株)、積和不動産東北(株) ほか  
子会社69社は全て連結しています。

連結範囲の異動状況

積和建设埼玉北(株)他11社が他の子会社との合併により減少しています。他に、新規設立により1社増加し、また清算終了により1社が、持分売却に伴う関連会社への異動により1社が、それぞれ減少しています。

### (2) 持分法の適用

持分法を適用した関連会社の数 7社

アルメタックス(株)、日本パワーファスニング(株)、日本住宅ローン(株) ほか  
関連会社7社の投資については全て持分法を適用しています。

持分法適用範囲の異動状況

持分売却に伴う子会社からの異動により1社増加しています。

### (3) 連結子会社の事業年度

連結子会社のうち、スカイレールサービス(株)の決算日は3月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同社について1月31日現在で仮決算を行いその計算書類を使用しています。

### (4) 会計処理基準

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

ロ デリバティブ……………時価法

##### ハ たな卸資産

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地、未成分譲用土地 ……………個別法に基づく原価法

その他のたな卸資産……………移動平均法に基づく原価法

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しています。

(追加情報)

当連結会計年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっています。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は356百万円です。

無形固定資産……定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……従業員に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

役員賞与引当金……役員に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

完成工事補償引当金……建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事及び分譲建物に係る補修費等の実績を基準として計上しています。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、数理計算上の差異は、5年による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。また、過去勤務債務については、5年による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理することとしています。

役員退職慰労引当金……役員の退職に際し支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく連結会計年度末現在の要支給額を計上しています。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しています。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建金銭債務及び予定取引をヘッジ対象として、為替予約取引をヘッジ手段としています。

ハ ヘッジ方針

為替の変動による損失を回避する目的でデリバティブ取引を行っています。なお、為替予約取引は輸入取引高の範囲内に限定しています。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しています。

⑦ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。なお、不動産賃貸事業を主要な事業とする連結子会社における固定資産に係る控除対象外消費税等については、その他の投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。その他の控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としています。

(5)連結子会社の資産及び負債の評価

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(6)のれん及び負ののれんの償却

のれん及び負ののれんは、実質的判断による償却期間の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間で、発生した連結会計年度より均等償却を行っています。なお、金額が僅少なもののについては、発生した連結会計年度の損益として処理しています。

2.連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：百万円)

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
定期預金	759	取引先からの預り金	759
株式	13	P F I 水と緑の健康都市(株) (関係会社)の債務	—
建物	661	預り保証金	180
土地	3,563	定期借地権設定預り保証金 取引先の銀行借入	1,361 816
合計	4,997	合計	3,117

(2)有形固定資産の減価償却累計額

167,870百万円

(3)保証債務

住宅ローン利用者のための借入保証債務

73,644百万円

(追加情報)

資産の保有目的の変更

前連結会計年度末においてたな卸資産に計上していた販売用不動産12,334百万円を固定資産に振替しています。また、前連結会計年度末に固定資産として計上していた投資不動産2,920百万円をたな卸資産に振替しています。

### 3.連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1)当連結会計年度末における発行済株式の総数

普通株式 675,795,710株

#### (2)剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

##### イ 平成20年4月24日開催の第57回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 8,116百万円  
・1株当たり配当額 12円  
・基準日 平成20年1月31日  
・効力発生日 平成20年4月25日

##### ロ 平成20年9月1日開催の取締役会決議による配当（中間配当）に関する事項

・配当金の総額 8,116百万円  
・1株当たり配当額 12円  
・基準日 平成20年7月31日  
・効力発生日 平成20年9月30日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成21年4月23日開催予定の第58回定時株主総会において次のとおり付議します。

・配当金の総額 8,111百万円  
・配当の原資 利益剰余金  
・1株当たり配当額 12円  
・基準日 平成21年1月31日  
・効力発生日 平成21年4月24日

#### (3)当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 208,000株

### 4.1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 1,115円20銭

(2)1株当たり当期純利益 17円04銭

---

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成21年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	<b>(1,256,075)</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>(583,247)</b>
<b>流動資産</b>	<b>874,556</b>	<b>流動負債</b>	<b>304,275</b>
現金預手入金	85,189	支払手数料	60,812
受取工事未収	148	買掛金	41,145
不動産事業売却掛	9,469	工事未払金	41,204
有価証券	338	未払金	3,323
未成工事支出	2,000	未払費用	14,710
分譲用建土地	41,138	未払法人税等	662
未成分譲用土地	101,235	未払消費税	5,233
半製品及び仕掛品	500,807	未成工事受入金	51,116
前材料及び渡	61,535	前受り金	5,917
前払費用	2,921	預賞引当金	69,034
未繰延税の倒引	2,757	役員賞与引当金	8,301
繰延税の倒引	1,095	完成工事補償引当金	150
繰延税の倒引	5,647	その他の流動負債	2,659
繰延税の倒引	11,949		4
繰延税の倒引	41,096		
繰延税の倒引	8,243		
繰延税の倒引	△1,020		
<b>固定資産</b>	<b>381,518</b>	<b>固定負債</b>	<b>278,971</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>214,678</b>	社債	59,981
建物	84,505	長期借入金	190,000
構築物	4,333	預り敷金及び保証金	9,271
機械及び装置	12,661	退職給付引当金	19,091
車両及び運搬具	122	その他の固定負債	627
工具器具及び備品	3,825		
土地	107,348		
建設仮勘定	1,881		
<b>無形固定資産</b>	<b>7,732</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>(672,827)</b>
工業所有権	23	<b>株主資本</b>	<b>673,571</b>
借地権	1,608	<b>資本金</b>	<b>186,554</b>
ソフトウェア	5,400	<b>資本剰余金</b>	<b>242,307</b>
施設利用権	17	資本準備金	242,307
電話加入権	683	<b>利益剰余金</b>	<b>245,895</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>159,107</b>	利益準備金	23,128
投資有価証券	58,013	その他利益剰余金	222,766
関係会社株	37,864	配当準備積立金	18,000
長期貸付金	32,279	別途積立金	201,800
敷金及び保証金	13,504	繰越利益剰余金	2,966
長期前払費用	753	<b>自己株式</b>	<b>△1,186</b>
前繰延税金資産	4,522	評価・換算差額等	△902
繰延税金資産	7,755	その他有価証券評価差額金	△899
その他の投資その他の資産	5,335	繰延ヘッジ損益	△2
繰延税金資産	△922	<b>新株予約権</b>	<b>158</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,256,075</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,256,075</b>

# 損 益 計 算 書

(平成20年2月1日から平成21年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,100,500
完成工事高	851,759	
不動産事業売上高	248,741	
売 上 原 価		876,906
完成工事原価	684,694	
不動産事業売上原価	192,212	
売 上 総 利 益		223,594
完成工事総利益	167,064	
不動産事業売上総利益	56,529	
販売費及び一般管理費		170,307
営業利益		53,286
営業外収益		10,301
受取利息及び配当金	4,755	
雑収入	5,545	
営業外費用		5,516
支払利息	1,235	
社債利息	1,367	
雑支出	2,913	
経常利益		58,071
特別利益		41
投資有価証券売却益	41	
特別損失		48,082
販売用不動産評価損	33,006	
投資有価証券評価損	9,299	
事業計画変更損失	2,818	
固定資産売却及び除却損	1,247	
関係会社株式評価損	889	
減損損失	821	
税引前当期純利益		10,029
法人税、住民税及び事業税		5,598
法人税等調整額		2,651
当期純利益		1,780

# 株主資本等変動計算書

(平成20年2月1日から平成21年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成20年1月31日残高	186,554	242,307	16,604	258,912	23,128	18,000	206,800	53,372	301,300
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△16,232	△16,232
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△5,000	5,000	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	1,780	1,780
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△16,604	△16,604	—	—	—	△40,832	△40,832
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	△120	△120
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△16,604	△16,604	—	—	△5,000	△50,405	△55,405
平成21年1月31日残高	186,554	242,307	—	242,307	23,128	18,000	201,800	2,966	245,895

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年1月31日残高	△58,362	688,404	10,871	△4	10,867	67	699,339
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	△16,232	—	—	—	—	△16,232
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	1,780	—	—	—	—	1,780
自己株式の取得	△569	△569	—	—	—	—	△569
自己株式の消却	57,437	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	307	187	—	—	—	—	187
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△11,771	1	△11,769	91	△11,678
事業年度中の変動額合計	57,176	△14,833	△11,771	1	△11,769	91	△26,511
平成21年1月31日残高	△1,186	673,571	△899	△2	△902	158	672,827

# 個 別 注 記 表

## 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1)資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
満期保有目的の債券 ……………償却原価法（定額法）  
子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法
- ② デリバティブ……………時価法
- ③ たな卸資産  
未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地、未成分譲用土地……………個別法に基づく原価法  
半製品及び仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法に基づく原価法

### (2)固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しています。なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

（追加情報）

当事業年度より、法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっています。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は311百万円です。

無 形 固 定 資 産……定額法を採用しています。なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

### (3)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

### (4)引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞 与 引 当 金……従業員に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

役員賞与引当金……取締役に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

完成工事補償引当金……建築物の引渡後の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事及び分譲建物に係る補修費等の実績を基準として計上しています。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、数理計算上の差異は、5年による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。また、過去勤務債務については、5年による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理することとしています。

## (5)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっています。

## (6)ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
外貨建金銭債務及び予定取引をヘッジ対象として、為替予約取引をヘッジ手段としています。
- ③ ヘッジ方針  
為替の変動による損失を回避する目的でデリバティブ取引を行っています。なお、為替予約取引は輸入取引高の範囲内に限定しています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しています。

## (7)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としています。

## 2.貸借対照表に関する注記

### (1)担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：百万円)

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	内 容	期末残高
株式	2	P F I 水と緑の健康都市(株) (関係会社)の債務	—
土地	3,371	定期借地権設定預り保証金	1,361
合計	3,373	合計	1,361

(2)有形固定資産の減価償却累計額 147,329百万円

(3)保証債務

住宅ローン利用者のための借入保証債務 73,017百万円

(4)関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 1,972百万円

長期金銭債権 1,949百万円

短期金銭債務 72,813百万円

(5)取締役に対する金銭債権及び金銭債務

長期貸付金（住宅取得資金の貸付） 12百万円

(追加情報)

資産の保有目的の変更

前事業年度末において分譲用建物及び分譲用土地に計上していた販売用不動産11,972百万円を固定資産に振替しています。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 12,375百万円

仕入高 227,058百万円

営業外収入 387百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	普通株式
前事業年度末株式数	33,019,800株
増加株式数	605,474株
減少株式数	32,713,193株
当事業年度末株式数	912,081株

(注) 1. 増加株式数の内訳

単元未満株式の買取による増加 605,474株

2. 減少株式数の内訳

株式消却による減少 32,500,000株

単元未満株式の売渡による減少 211,193株

ストックオプション行使による減少 2,000株

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
販売用不動産評価損	39,862百万円
退職給付引当金	8,057百万円
投資有価証券評価損	3,977百万円
減損損失累計額	3,626百万円
賞与引当金	3,353百万円
完成工事補償引当金	1,074百万円
その他有価証券評価差額金	609百万円
未払社会保険料	395百万円
その他	1,437百万円
繰延税金資産小計	62,390百万円
評価性引当額	△11,356百万円
繰延税金資産合計	51,034百万円

繰延税金負債	
前払年金費用	△1,827百万円
その他	△354百万円
繰延税金負債合計	△2,182百万円
繰延税金資産と繰延税金負債の純額	48,852百万円

(注) 1. 評価性引当額の主なものは、投資有価証券評価損及び減損損失累計額のうちスケジューリング不能と判断したものです。

2. 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

流動資産－繰延税金資産	41,096百万円
固定資産－繰延税金資産	7,755百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

### リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	27,812	22,568	5,244
機械及び装置	8	8	0
車輛及び運搬具	164	101	63
工具器具及び備品	6,879	5,237	1,641
ソフトウェア	1,142	792	350
合計	36,008	28,708	7,299

(注) 取得価額相当額は、利息相当額を控除して算定しています。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年内	4,049百万円
1年超	3,806百万円
合計	7,855百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、利息相当額を控除して算定しています。

(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5,470百万円
減価償却費相当額	5,007百万円
支払利息相当額	232百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法により算定しています。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しています。

## 7.1 株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 995円11銭

(2)1株当たり当期純利益 2円63銭

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月13日

積水ハウス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市田 龍<sup>印</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健<sup>印</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 正彦<sup>印</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、積水ハウス株式会社の平成20年2月1日から平成21年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水ハウス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月13日

積水ハウス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市田 龍<sup>Ⓡ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健<sup>Ⓡ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 正彦<sup>Ⓡ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、積水ハウス株式会社の平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年3月19日

### 積水ハウス株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	板 脇 弘	印
常任監査役(常勤)	岩 崎 正	印
監 査 役	土 肥 孝 治	印
監 査 役	満 生 英 二	印

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

##### 1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への利益還元と内部留保とのバランスを考慮し、配当原資の一部に充当するため、以下のとおり別途積立金の一部を繰越利益剰余金に振替いたしたく存じます。

##### (1)減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 15,000,000,000円

##### (2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 15,000,000,000円

##### 2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、利益の状況及び将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき12円とさせていただきますたく存じます。(平成20年9月30日に中間配当金として1株につき12円を支払済でありますので、当期の配当金は1株につき24円となります。)

##### (1)配当財産の種類

金銭

##### (2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額 8,111,675,964円

##### (3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年4月24日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行により、平成21年1月5日をもって株券電子化が実施されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

(1)株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、第7条(株券の発行)をはじめとする株券に関する規定を削除するものであります。

(2)「実質株主」及び「実質株主名簿」は、株券電子化以前の制度上の語句であり、根拠法令でありました「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されておりますので、これらに関する規定を削除するものであります。

(3)株券喪失登録簿は、株券電子化の施行日の翌日から1年を経過する日まで作成して備え置くこととされておりますので、附則として所要の規定を設けるものであります。

(4)その他削除に伴う条数の繰り上げ及び条項の整理を行うものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)
② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	(削 除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増請求) 第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。	(単元未満株式の買増請求) 第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。
② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、株式取扱規則に定めるところによる。	(削 除)
(株主名簿管理人) 第12条 当社は株主名簿管理人を置く。	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり)
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>	<p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p>第13条～第39条（記載省略）</p>	<p>第12条～第38条（現行どおり）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>附 則 第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削除する。</u></p>

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役土肥孝治氏は任期満了となります。

つきましては、監査体制の一層の強化を図るためさらに1名増員し、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (他の法人等の代表状況)	(1)所有する当社の 株式の数 (2)当社との間の 特別の利害関係
1	土 肥 孝 治 (昭和8年7月12日生)	昭和33年4月 検事任官 昭和59年11月 最高検察庁検事就任 平成5年7月 大阪高等検察庁検事長就任 平成7年7月 東京高等検察庁検事長就任 平成8年1月 検事総長就任 平成10年7月 弁護士登録、現在に至る。 平成14年4月 当社監査役就任、現在に至る。	(1)12,000株 (2)なし
2	三 枝 輝 行 (昭和15年11月16日生)	昭和38年4月 (株)阪神百貨店入社 平成7年6月 同社代表取締役 取締役社長就任 平成13年6月 神姫バス(株)監査役就任、現在に至る。 平成17年6月 (株)阪神百貨店代表取締役 取締役会長就任 平成18年6月 同社相談役就任 平成19年6月 (株)サエグサ流通研究所代表取締役就任、 現在に至る。	(1)0株 (2)なし

(注) 1. 土肥孝治氏及び三枝輝行氏は、社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 選任理由について

土肥孝治氏につきましては、弁護士としての専門的見地及び他の会社の社外役員としての知識・経験を、三枝輝行氏につきましては、他の会社の経営者としての豊富な知識・経験を、それぞれ当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役に就任してからの年数

土肥孝治氏は、現在、当社の社外監査役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年となります。

(3) 責任限定契約について

当社は、土肥孝治氏との間に、社外監査役として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、三枝輝行氏との間にも同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、業績等を勘案して、当期末の取締役14名に対し総額150百万円の役員賞与を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する支給金額については取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上



## ご案内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりで  
ございます。



大阪市北区大淀中一丁目1番30号

梅田スカイビル タワーウエスト3階

**梅田ステラホール**

- 【JR大阪駅】中央北口より徒歩15分
- 【阪急梅田駅】茶屋町口より徒歩15分
- 【地下鉄御堂筋線梅田駅】5番出口より徒歩15分